

サークル棟ネットワーク利用規約

電気通信大学学友会ネットワーク管理委員会/電気通信大学 MMA

2021 年 11 月 27 日改訂

1 はじめに

この規約は、サークル棟における IP 接続利用申請及び利用時の留意点をまとめたものである。サークル棟ネットワーク利用申請書を提出した時点で、本規約の全条項に同意したものとみなす。

2 ネットワーク概略、およびサービス

- サークル棟ネットワークは、動的 DHCP により IP アドレスを割り当て、管理を行う。接続をする場合は学友会内の電気通信大学 学友会 ネットワーク管理委員会（以下「ネットワーク管理委員会」）に申請を行う必要がある。
- 使用可能なサービスは、以下の通りである。

直接のアクセス ssh(sol, ced, ied のみ) ntp(ntp-east) プロキシ
http-proxy(proxy)

- 登録は 1 団体につき 8 台まで可能とする。

3 接続条件

- 申請団体が学友会公認団体であり、施錠可能な部室が割り当てられていること。
- 部室まで物理的到達性が確保できること。危険な配線、通行の妨げになるような配線は禁止とする。
- 新規接続の際、配線にかかる費用は申請サークルが持つものとする。
- 到達性のあるメールアドレスを保持していること。連絡は基本的にメールで行う。

- 申請者が申請団体に所属しており、身分証明書として学生証が提示できること。
- 申請団体は管理者を置き、ネットワーク管理委員会の活動に協力すること。

4 無線 LAN について

無線 LAN の利用は、条件つきで許可する。条件を以下に示す。

- アクセスポイント（以下 AP）の MAC アドレスと SSID、暗号化方式を申請し、許可を受けなければならない。
- 無線通信は WPA2(AES)、及びこれらと同等以上の安全性が確保できる方式で暗号化しなければならない。
- 申請団体に所属していない者が AP を利用可能な状態にすることを禁止する。
 - 利用団体内でクライアントの MAC アドレスを控え、AP で MAC アドレスフィルタリングをしなければならない。
 - 暗号キーは定期的に変更しなければならない。
 - 申請団体に所属していない者に暗号キーを教えてはならない。
- サークル棟ネットワークに接続しないアドホック通信に対しては、サークル棟ネットワークは特に関与をしない。
- 使用チャンネルの指定はしないが、利用団体間での電波の混信は利用団体間で対処する。
- 設定の不備や不正な利用状況が確認され、改善のない場合は、許可を取り消す場合がある。

5 ネットワーク管理委員会について

- ネットワーク管理委員会はサークル棟ネットワークの円滑な運営を目的とする。
- ネットワーク管理委員会は各階ごとの情報コンセント以下の配線の管理、利用サークル間の連絡、利用上さまざまな問題解決を行う。

- ネットワーク管理委員会が必要とする物品を購入する費用は、その設備を利用するサークル間で適宜分担するものとする。

6 免責事項

- ネットワーク管理委員会及び電気通信大学 MMA(以下「MMA」)はサークル棟ネットワークの到達性の保持に最善を尽くすが、その永続性保持について何ら責任を負わないものとする。
- 物理的到達性やセキュリティ上の問題等からサービスが行えない場合もある。
- ネットワーク管理委員会及び MMA はボランティアにて管理を行っており、サービス提供を責とするものではない。
- サービス内容及び規約は事前通告なしに変更されることがある。

7 禁則事項

以下の項目に違反する行為もしくは著しく倫理に反する行為が行われた場合、申請団体に対するサービスを停止する。また、それに付随して損害などが発生した場合、全責任は申請者、申請者所属団体代表者、顧問教官に帰するものとする。

- サークル棟内部からのアタック行為、不正アクセス行為及びそれに類する行為。
- ネットワークに負荷や障害をもたらしていると判断される行為。これには、コンピュータウィルスの感染等によるものも含まれる。
- 研究・教育目的以外での利用。
- ネットワークの不正使用、著作権侵害行為。
- 申請団体に所属していない者へのネットワークカード及び端末の貸し出し。
- サークル棟ネットワークの商用利用。

- 情報基盤センターが定める電気通信大学情報基盤センター利用条件¹に違反する行為。
- 各種法律に抵触する行為。
- ネットワーク管理委員会及び MMA が不適切であると判断した行為。

8 承諾事項

- ネットワーク管理委員会及び MMA から調査等の要請があった際は、迅速にこれに対応する。
- 本規約の適用及びサービス提供期間は年度ごとであり、サービス開始日から申請年度末まで有効とする。
- 継続して使用するには、毎年書類による更新が必要であり、更新なき場合はサービスを停止する。

9 端末設定

- IP アドレス及び DNS 設定は DHCP による自動取得に設定する。
- 学外へのアクセスに利用するプロキシ設定は、`proxy.uec.ac.jp:8080` に設定する。
- `ntp`(時間同期サービス)を利用する場合は、学内の `ntp-east.cc.uec.ac.jp` を利用すること。

10 注意事項

- サークル棟ネットワーク内は登録団体が繋がっている LAN であるため、サークル棟ネットワーク内の端末同士は直接アクセスが可能である。セキュリティには十分注意すること。

¹ <https://www.cc.uec.ac.jp/rule/itc-toc.html>

具体的には、サークル内の複数の端末間でファイル共有などをする場合、設定が不十分であると他団体が共有ファイルにアクセス可能になる。安全にファイルを共有するためには、サークル棟ネットワークとサークル内のネットワークを切り離すこと。

- 申請書は 2 枚に同一の内容を記載し、2 枚あわせて端末使用者本人が学友会に提出すること。その際に学生証を提示すること。
- 複数台使用する場合は、コピーや印刷をして台数分作成し、提出すること。
- サークル棟ネットワークについての情報はネットワーク管理委員会のホームページ²に掲載する。申請書類もここで入手できる。

11 履歴

変更点	変更内容
2003 年 4 月 23 日	作成
2005 年 1 月 18 日	再編成/禁則事項に項目追加
2008 年 6 月 1 日	無線 LAN についてを追加 設定情報の更新字句の修正
2011 年 2 月 4 日	プロトコルについて修正無線 LAN の暗号化 方式の指示について変更
2014 年 6 月 2 日	ITC2014 新システム移行に伴う修正
2016 年 9 月 7 日	管理団体名の修正 サークル棟ネットワークについての情報を掲載するサイトを変更 字句の修正
2021 年 11 月 27 日	DHCP での IP アドレスの割り当て方法を静的から動的に変更

² <http://www.network.gakuyukai.uec.ac.jp>

学友会提出用

_____年度

サークル棟ネットワーク利用規約に同意し、ネットワークの利用申請をします。

学友会承認印 印

サークル棟ネットワーク利用申請書 (学友会提出用)	
申請日	年 月 日
団体名	
団体顧問氏名	印
団体顧問連絡先 (E-mail)	
団体代表者学籍番号	
団体代表者氏名	印
団体代表者連絡先 (E-mail)	
使用者 (申請者) 学籍番号	
使用者 (申請者) 氏名	印
使用者 (申請者) 連絡先 (E-mail)	
部室の場所	サークル棟 階 {手前中間奥} {左側右側}
備考	
無線 LAN 申請時 AP 情報記入欄	
SSID	
暗号化方式	
学友会記入欄	

MMA 提出用

_____年度

サークル棟ネットワーク利用規約に同意し、ネットワークの利用申請をします。

学友会承認印 

サークル棟ネットワーク利用申請書 (MMA 提出用)	
申請日	年 月 日
団体名	
団体顧問氏名	印
団体顧問連絡先 (E-mail)	
団体代表者学籍番号	
団体代表者氏名	印
団体代表者連絡先 (E-mail)	
使用者 (申請者) 学籍番号	
使用者 (申請者) 氏名	印
使用者 (申請者) 連絡先 (E-mail)	
部室の場所	サークル棟 階 {手前中間奥} {左側右側}
備考	
無線 LAN 申請時 AP 情報記入欄	
SSID	
暗号化方式	
以下 MMA 記入欄	
割り当てローカル IP	
割り当て学内グローバル IP	
割り当て学内ホスト名	

その他	
-----	--

本申請書も学友会に提出してください。**MMA** に直接提出する必要はありません。